

国保・扶助金の滞納



日本共産党の福島・東京都北区議と話す男性（右）

24-08-17 カード	*110,000	(0010-436)	655
24-10-11 振込	扶助金トガテテ	*40,000	40,655
24-10-15 振込	扶助金トガテテ	*110,650	151,305
24-10-15	*151,305 差押		0

男性の預金通帳。残高655円。児童手当4万円、年金差押付を受け、返済中のため減額された年金11万650円の全額が年金支給日と同日に差し押さえられました

- 鳥取県が改定した「滞納整理マニュアル」(14年4月)から
- ①(年金、給与、手当など)差押禁止財産の入金の有無を十分確認
- ②差押禁止財産の入金が確認できた場合、除外または差押禁止相当額を控除
- ③差し押さえ後でも、差押禁止財産を含むと分かり差し押さえが適当でないときは、直ちに差し押さえを解除

い」とされています。
（児童手当法15条）。
給与や年金が、一定の生活費相当額は差し押さえできません。（国税
税徴収法76、77条）
ところが、これらは「預金口座に入った以上は預金である」として、地方自治体は差し押さえをしています。

この中で注目されるのが、鳥取県の児童手当差し押さえ事件。この件は、鳥取県裁判所松江支部判決（13年11月27日）で確定されました。（判決は確定）

判決の影響は鳥取県以外にも。先の東京都北区では、日本共産党の質問で、区長が「滞納整理を取り巻く最新の状況を踏まえた、よ

りよいマニュアルとしていく」と答弁。（9月）同区の担当者は、預金口座に入った児童手

金が振り込まれる口座を差し押さえする際に、生

活費等を残して差し押さえることとした」と答弁。（9月）

東京・柏江市でも、日本共産党の質問に、市民生活部長はこう答えていました。「広島高

裁の判決が確定したこと踏まえて、慎重に

対応している。児童手当が振込まれる口座

であると認識できたか

どうか、児童手当振込時間と処分執行時間との近接性、預金残高に占める児童手当の構成比を考慮して対応して

な事態です。このよう

なときは違法な差し押さえである可能性が高

いので、鳥取事件判決を活用して自治体に対

して返還請求や賠償請

求をしてください。

判決を受けて鳥取県は「滞納整理マニュ

アル」を改めました。

全国の自治体も鳥取事

件判決の意味を正しく

受け止め、違法な差

押さえを行わないよう

にすべきです。

全国の自治体も鳥取事